

# 令和4年度

## まちかどミーティング 町内会からの要望事項

(令和5年3月末時点回答)

実施年月日

令和4年9月22日

まちかどミーティング地区名

沼ノ端

( 地区構成  
町内会(自治会)名

沼ノ端中央町内会・東開町内会

会 場

沼ノ端児童体育館

# 令和4年度 まちかどミーティング町内会からの要望事項

沼ノ端地区

令和4年9月22日 沼ノ端児童体育館

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
1	<p><b>【歩行・ランニングのできる道路の設置について(継続)】</b> 東開町内会</p> <p>東開町内会エリアの、南1号公園～7号公園までの市の用地を利用して、歩行者・ランニングのできる(道)を、再度要望致します。</p> <p>3年度に約1kの、上記要望の遊歩道を500mを対処して頂き、実質利用させて頂いて居りますが、所々盛土が薄くて、雑草が威張って出てきていますので、もう少し厚めに盛土を、お願い致します。</p> <p>残りの440mを早期に完成させて頂くことを、切に要望しますと共に、現在利用しています方々から、雑草が威張って、出て来ていますので、完成後には市で行って居ます草刈りの工程に入れて頂く事と、遊歩道が完成したら、両側の草を1m幅で刈る工程を、一緒に入れて頂ければ利用する方々には心理的に(良)よろしく。</p>	<p>御要望の遊歩道につきましては、7月下旬に整備が完了いたしました。今後、地域の皆様が快適に御利用いただけるよう、定期的に草刈りを行ってまいります。</p> <p><b>【令和5年3月末時点回答】</b> 遊歩道の一部、未施工区間につきましては、令和5年度に整備を予定しております。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>都市建設部 緑地公園課</p>

要望 番号	要望事項	取組状況等	反映 区分	担当部課
2	<p><b>【手押し信号の設置について(継続)】</b> 東開町内会</p> <p>東開町2丁目の角に、佐竹旅館との向かい側にあります佐藤燃料店との、沼ノ端一勇弘道路に手信号を要望致します。</p> <p>変異コロナの為緊急事態の延長につき、交通量が少なくなったように思いますが、現在は元の交通量に戻って来て居る様に思いますので(危険横断)の立て札がありますが、早急に手信号の設置をしなければ、老人・大人・子供達が横断する、時間待ちをするのに、待ちきれず車の間を横断して、渡る傾向が多々ありますので、事故の起こる前の、手信号の設置を求め、再度要望を致します。</p>	<p>当該地域の押しボタン式信号機の設置につきましては、苦小牧警察署より、近隣に押しボタン式信号機が設置されていることから、非常に難しいとの回答をいただいております。</p> <p>また、交通信号機の設置につきましては、ここ数年新設による設置のほか利用頻度の低下した交通信号機を移設することで対応しており、全道で毎年度20基程度の整備にとどまっていると伺っております。</p> <p>このことから、新たな設置は非常に厳しい状況にありますが、地域要望を踏まえ今後も粘り強く要望を継続してまいりたいと考えております。</p> <p><b>【令和5年3月末時点回答】</b> 令和5年1月31日に苦小牧警察署へ交通信号機及び規制標識の設置等に関する要望書を提出いたしました。</p>	B    B	市民生活部 市民生活課
3	<p><b>【標識の設置について】</b> 東開町内会</p> <p>東開町内会エリア内、(クレシアタウン第3期)分譲が終了し、4丁目の(止まれの札)との対抗の交差点は、要望に沿って、市で早急に対処できる(立て札の)代わりにドット線で、対処して頂きましたが、効果が余り見られません。線路側から走ってくる、車には右側の方は(止まれ)なので、徐行しますが、線路側は、直線なので徐行し乍ら進んで来ますが、左側から来る5丁目側の(ドット線)は目に入らないのか、徐行もなしで進行して来ますので(とても危ない)住民の話から(今年に入って2度も衝突事故)を見ていますとの、会館に情報が入っています。市の独立の(止まれの標識・臨時的)にでも、(公安)から降りるまでの間、取り付けて大事故を未然に、防げればと思いますので、早急の対処を、要求致します。</p>	<p>御要望の箇所につきましては、道路管理者と連携し、指定方向外通行禁止標識6枚、車両進入禁止標識2枚の設置、区画線(ドット線)を設置いたしました。</p> <p>また、西方向から進入する車両への一時停止の規制は、北海道公安委員会の管轄となりますことから標識の設置について要望書を提出しているところでございます。</p> <p>なお、苦小牧警察署より「北海道公安委員会に道内各地から多数の要望が寄せられており、早期の対応は厳しい状況にある」との回答をいただいておりますが、地域要望を踏まえ要望を継続してまいりたいと考えております。</p> <p><b>【令和5年3月末時点回答】</b> 注意喚起看板を令和4年10月13日に設置するとともに、令和5年1月31日に苦小牧警察署へ交通信号機及び規制標識の設置等に関する要望書を提出いたしました。</p>	B    B	市民生活部 市民生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
4	<p><b>【沼ノ端駅付近線路周り進入防止フェンス設置(新規)】</b> 沼ノ端中央町内会</p> <p>JR沼ノ端駅から東西に隣町内会部分には侵入防止のフェンスが設置済みであるが、我が町内会部分は未設置である。線路内に侵入可能な場所が多数あり、大変危険で不安との声も挙がっている為、早期設置へ向けて、関係各所へ強く要望願いたい。</p>	<p>JR北海道に確認したところ、線路進入防止対策としては、法令に基づき、線路内に誤って立ち入ったことによる事故の防止を目的として、必要に応じて柵や注意看板を設置しておりますが、現状においては柵の設置は難しく、注意看板の設置を検討したいとの回答をいただいております。</p> <p>市としましては、引き続き、事故防止のための安全対策強化について、JR北海道に要請してまいりたいと考えております。</p>	B	総合政策部 まちづくり推進課
5	<p><b>【国道234号線沿線歩道への街路灯設置(新規)】</b> 沼ノ端中央町内会</p> <p>1丁目の宅地造成に伴い、歩行者が増加している。通学路でもあることから、国道234号線2丁目2-8のコンビニエンスストアから1丁目1-24島崎建設の間の歩道へ、街路灯を新設して欲しい。日没の早くなる冬までの設置へ向けて、関係各所へ強く要望願いたい。</p>	<p>御要望箇所への街路灯設置につきましては、道路管理者である室蘭開発建設部苫小牧道路事務所より、歩道を含めて必要箇所に設置されているとの回答をいただいていることから、早期設置は難しい状況にあります。</p> <p>また、以前に当該沿線歩道への街路灯設置のご要望を受け、市で設置した実績もございます。</p> <p>これらの経過も含めまして、この地域要望を改めて道路管理者にお伝えさせていただきます。</p> <p><b>【令和5年3月末時点回答】</b> 令和5年3月3日に室蘭開発建設部苫小牧道路事務所へ街路灯の設置に関する要望を行いました。</p>	C  C	市民生活部 市民生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
6	<p><b>【コミセン通りの路面改修(継続・追記)】</b> 沼ノ端中央町内会</p> <p>歩道を含む、踏切から道道までのコミセン通りの路面破損が引き続き見受けられる。歩道は通学路にもなっており、歩行者・自転車・車両交通量が多く、バスも通る為、非常に危険である。難しいかもしれないが、補修ではなく、徹底改修を要望する。</p>	<p>御要望箇所につきましては、沼ノ端コミュニティセンターへのアクセスや通学路として利用されておりますことから、改修の重要性について認識しているところでございます。現在、工事の工法や予算の検討を進めておりますが、改修までの間は通行の支障とならないよう適宜補修を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 維持課
7	<p><b>【明野川改修工事の促進(継続・追記)】</b> 沼ノ端中央町内会</p> <p>年に何度か発生する短時間集中豪雨や新たな津波浸水想定から沼ノ端地区の水による災害対策上、明野川の早期本格的改修工事実施を強く要望する。</p>	<p>明野川改修工事の進捗につきましては、明野川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部から「下流で合流する安平川の改修計画と整合を図りながら進めており、昨年度からは安平川の河道内調整地の盛土工事に着手しておりますが、この河道内調整地は規模が大きく、整備には長期間の時間を要するところでありますが、今年度も引き続き、盛土工事や用地の買収を行ってまいりたい」と伺っております。</p> <p>市といたしましても、本市における重点要望事項として、明野川における早期の本改修を継続して強く要望していくとともに、地域の安全・安心のため、1年でも早く実施していただけるよう、地域の声をお伝えしてまいります。</p>	B	都市建設部 維持課

「市政への反映区分」

反映区分	記号	内容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問、照会等の内容であり、回答によりその趣旨を満したしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの (3) 行政組織、各種団体等との連絡、調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したのもの (5) その他上記に類するもの ※当該年度中に完了しないものは含めない。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階での提言の趣旨を満していないもの (例) ・制度、情勢等の新設、改正等を要するもの ・予算措置を要するもの ・行政組織、各種団体等の連絡、調整等を要するもの (2) 国、道等の事務事業に係るもので、実現に向けて、市として要望、提案を行うなどしているもの (3) 事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）しているが、当該年度中に完了しないもの (4) その他上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 市の行政にはなじまないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他上記に類するもの
その他	E	反映区分の選択になじまないもの